

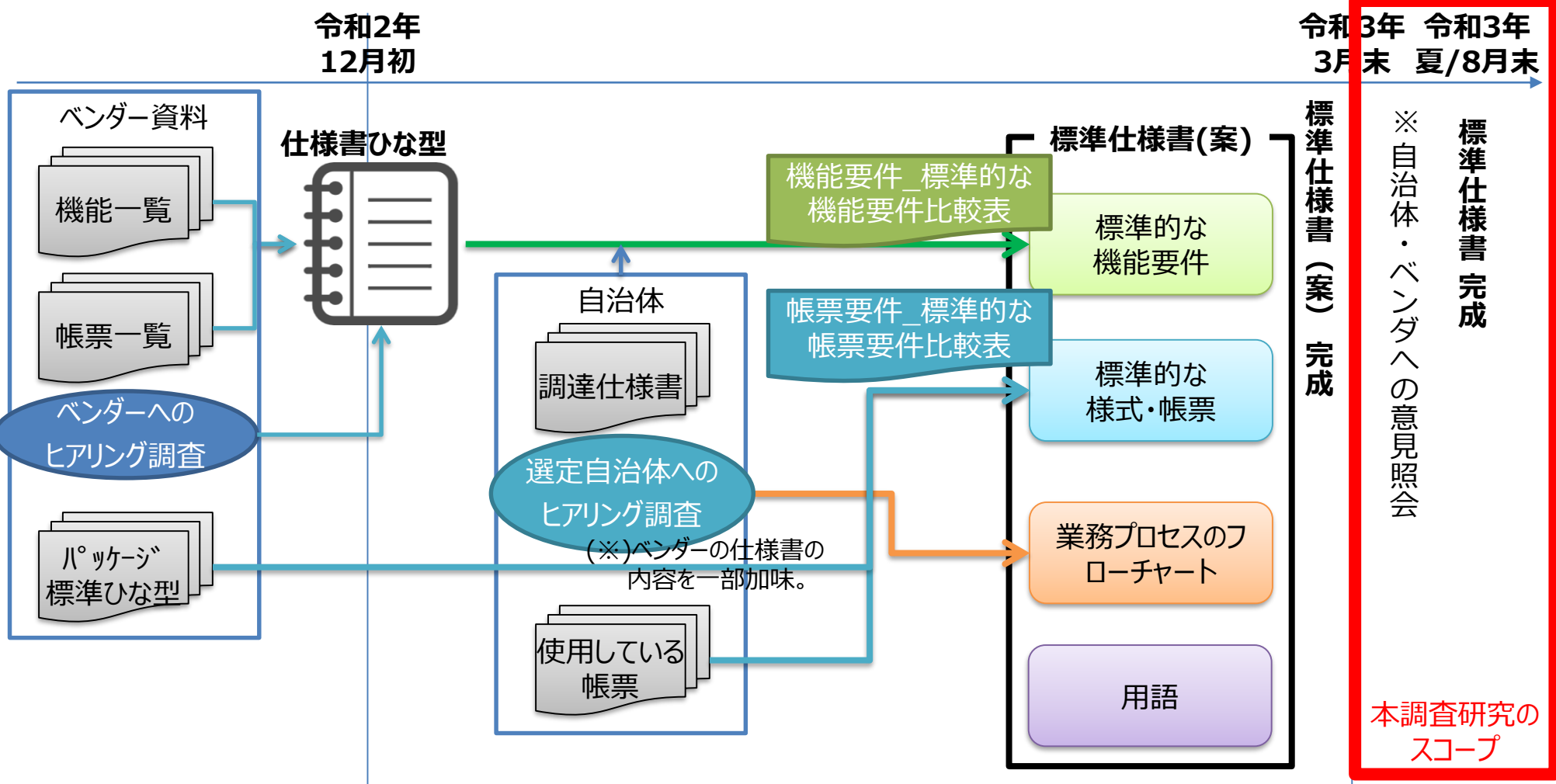
# 就学事務システム(学齡簿編製等) 標準化事業について

---

議題 1 : 本調査研究について

# 標準仕様書作成プロセスと本調査研究のスコープ

以下の手順で令和3年3月末に作成された「標準仕様書(案)」に対して、5月11日～6月9日に行われました「標準仕様書(案)」に関する意見照会でいただいたご意見を踏まえ、「標準仕様書」を8月末までに作成します。



# プロジェクト計画

## ■スケジュール

No	スケジュール	実施内容
1	7月8日	第1回 検討会
2	7月中旬～ 8月上旬	検討会での議論の内容に基づき、標準仕様書(案)の変更箇所を整理
3	8月5日 または 8月11日	第2回 検討会
4	8月上旬～ 8月下旬	標準仕様書(案)を変更し、「標準仕様書」を作成
5	8月24日	「標準仕様書」及び概要版を納品

## ■有識者検討会議 主旨

- 第1回 論点ごとの対応方針を検討する
- 第2回 標準仕様書(案)の変更内容に関する確認と検討を行う

## ■納品物

- 就学事務システム（学齢簿編製等）標準仕様書
- 就学事務システム（学齢簿編製等）概要版
- 調査研究報告書

# 就学事務システム(学齡簿編製等) 標準化事業について

---

議題 2 : 「就学事務システム（学齡簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）」に関する意見について

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

資料2「就学事務システム（学齢簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）」に関する意見の分類と対応内容検討一覧 参照

全体の総数は、下表の通りです。

分類	団体数	件数
自治体	24	159
ベンダー	12	258
大学	1	4
個人	-	3
合計	37	424

章	件数
第1章 本仕様書について	1
第2章 業務フロー等	22
第3章 機能要件	281
第4章 様式・帳票要件	106
第5章 データ要件	1
第6章 連携要件	7
第7章 非機能要件	0
第8章 用語	3
合計	420

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

資料2「就学事務システム（学齢簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）」に関する意見の分類と対応内容検討一覧 参照

対応分類のサマリは、下表の通りです。

No.	種別	分類	対応内容の想定	対応分類	件数	
1	質問	—	検討対象外 標準仕様書（案）作成時の経緯や検討内容等の説明は、必要に応じて実施。	1_質問	21	
2	意見・提案	学校教育法施行規則第30条で定められた内容等、検討の余地がないもの	検討対象外	2-1_意見・提案_検討不要(変更なし)	129	
				2-2_意見・提案_検討不要(変更)	108	
3	意見・提案	標準仕様書（案）作成時に意見がわかれ、議論して結論を出したもの	<b>検討対象</b> 標準仕様書（案）作成時の経緯や検討内容等から再度検討が必要な内容なのか判断する	3_意見・提案_既出	3	77
4	意見・提案	標準仕様書（案）作成時に意見がわかれ、継続検討が必要と判断したもの	<b>検討対象</b> 標準仕様書（案）作成時の経緯や検討内容といただいた意見を合わせて、再度検討する	4_意見・提案_既出(継続検討)	0	
5	意見・提案	標準仕様書（案）作成時にはでていない新しい内容であるもの	<b>検討対象</b> 標準仕様書（案）作成時にベンダー及び自治体から入手した資料等の調査や、ヒアリング等を行い、新たに検討する	5_意見・提案_新出	74	
6	意見・提案	「地方自治体の業務システムの統一・標準化」の17業務間の整合性や連携を問うもの	<b>検討対象</b> 内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へ対応を相談の上、検討する	6_意見・提案_IT室(17業務)	88	
7	意見・提案	「地方自治体の業務システムの統一・標準化」以外に国等で行われている標準化の動き（例：貴省が進めている教育データ標準化等）との整合性や連携を問うもの	<b>検討対象</b> 主管室及び内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室へ対応を相談の上、検討する	7_意見・提案_IT室(その他)	1	89

424

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

資料2「就学事務システム（学齢簿編製等）に係るシステム標準仕様書（案）」に関する意見の分類と対応内容検討一覧 参照

## 対応分類の考え方

- 別章に記載、文科省様の政策上変更することができない事項等  
→「2-1\_意見・提案\_検討不要(変更なし)」にする
- 誤記  
→直す必要があるため、「2-2\_意見・提案\_検討不要(変更)」にする
- 【実装すべき機能】⇒【実装してもしなくてもよい機能】  
→意識的に【実装すべき機能】にする要件以外は機能を可能な限りミニマムにするため、ご提案の通り対応する方針とし、「2-2\_意見・提案\_検討不要(変更)」にする
- 【実装しない機能】⇒【実装してもしなくてもよい機能】  
【実装してもしなくてもよい機能】⇒【実装しない機能】  
→検討が必要なため、「3\_意見・提案\_既出」にする
- 修正依頼（内容・項目追加）  
修正依頼（内容・項目削除）  
→検討が必要なため、「5\_意見・提案\_新出」にする
- 修正依頼（修正）  
→より詳細に記載することが求められている等、標準仕様書としての記載に関する内容が多いため、基本的には、ご提案の通り対応する方針とし、「2-2\_意見・提案\_検討不要(変更)」にする

さらに、検討対象にした項目に方向性をつける場合、

- ① 自治体・ベンダの複数から同一意見が複数ある場合 → 基本はご提案の通り
- ② 単独の意見の場合 → 個別に判断する

という考え方に基づく方針とする。

# データ要件・連携要件について

○データ要件や連携要件については、地方自治体の業務システム間や他の行政機関等との横断的なものであることから、IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が、制度を所管する各府省の協力を得て、詳細化する。

## 地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

### Ⅲ 標準仕様

※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。  
※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

#### 1. 業務要件

・業務、情報システムの概要を記載  
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

#### 2. 業務フロー

・業務フローをBPMN(\*1)で記載  
・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け  
・システムが提供する機能に関する要件を策定  
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

#### 3. 機能要件

3.1 機能要件(\*2)

3.2 画面要件(\*3)

3.3 帳票要件(\*4)

3.4 データ要件(\*5)

3.5 連携要件(\*6)

\*1: BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

\*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

\*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

\*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

\*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

\*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

#### 4. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

4.1 可用性、4.2 性能・拡張性、4.3 運用・保守性

4.4 移行性、4.5 セキュリティ、4.6 システム環境・エコロジー

IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）が検討

各省検討事項

共通検討事項

4



# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

## 論点①

### 「実装してもしなくてもよい機能」について

- 【実装すべき機能】⇒【実装してもしなくてもよい機能】  
→意識的に【実装すべき機能】にする要件以外は機能を可能な限りミニマムにするため、ご提案の通り対応する方針とし、「2-2\_意見・提案\_検討不要(変更)」にする

上記の通り考えていたが、IT室より

**「実装してもしなくてもよい機能は、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いを吸収するためのものであり、必要最小限度にとどめる必要がある」**

とコメントをいただいておりますため、意見をいただきたい。

(参考)

	分類	自治体	ベンダー
ア	実装すべき機能	調達時に、ベンダーに標準機能として要求することが可能。 ただし、利用を必須とはしない。	標準機能として実装することが必須。
イ	実装してもしなくてもよい機能	調達時に必要な場合は、当該機能を実装しているベンダーから選定する。	実装するかしないかは、ベンダの判断にゆだねられ、実装した場合は標準機能として提供される。
ウ	実装しない機能	調達時にベンダーに要求してはいけない。	実装してはいけない。

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

## 論点②

### 「共通事項」と考えた要件について

「6\_意見・提案\_IT室(17業務)」「7\_意見・提案\_IT室(その他)」に分類している項目は、主に以下の通りです。

#### ■ 当初より「共通で検討」とされていた項目

→ 共通仕様の通りとする

- ・ データ連携
- ・ アクセスログ管理
- ・ 他の業務と関連するマスタ・パラメータ管理
- ・ カスタマイズに関する考え方

#### ■ 他業務も同様と考える項目

→ 業務共通の方針を確認し、学齢簿にあてはめる

- ・ 氏名・通称名・併記名
- ・ 支援対象者の扱い
- ・ 住民登録外者の管理
- ・ 公印管理
- ・ 認証者
- ・ 通知書発行履歴
- ・ データ変更記録の管理
- ・ 検索に関する共通事項
- ・ システム共通機能（カレンダー機能、メモ機能、宛名ラベル、漢字文字の照会等）
- ・ 帳票（出力形式、抽出条件や出力順）

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

## 論点②

### 「共通事項」と考えた要件について

以下の項目について、「学齢簿」として求める内容、または、「標準化」に期待する内容についてご意見をいただきたい。

#### ■ 氏名・通称名・併記名の考え方

- 日本国籍の児童生徒の通称氏名の管理
- 外国籍を有する児童生徒の本国名、通称名、併記名の管理

#### ■ 支援対象者の扱い

- 支援対象者の情報として、管理が必要な情報
- 支援対象者に配慮したシステムの機能

#### ■ 電子化への流れも踏まえた公印管理/帳票要件

- 電子化への流れも踏まえた公印の必要性
- 出力形式：データ活用を求める意見と、出力値を変更できてしまうことへの懸念を指摘する意見

#### ■ その他

- 検索条件や帳票の抽出条件、出力順等の具体的な記述について
- 他業務システム（特に、校務支援システム）とのデータ連携について

# 「標準仕様書(案)」に関する意見照会の結果について

## 論点③

## 業務固有の機能要件について

「5\_意見・提案\_新出」に分類される意見のうち、以下についてご意見をいただきたい。

### ■ 指定校変更、区域外就学について

- 承認予定、不承認予定の登録を可能としたい。承認予定者、不承認予定者を一括で承認・不承認に更新したい。
- 申請一覧表を抽出可能としたい。承認者、不承認者の一覧を出力可能としたい。
- 3月31日満了となる場合、学校を一括変更可能としたい。
- 期間満了者で手続未了である者に対して、督促通知を出力可能としたい。

### ■ 退学年月日について

- 市区町村内の学校で退学年月日を管理可能としたい。

### ■ カスタマイズ可能な任意項目について

- 就学支援委員会や通級指導教室など、現在学齢簿で管理している項目を管理可能としたい。

### ■ 小学校区及び中学校区の一括取り込みについて

- 住居表示変更時等の通学区域変更に伴う小学校区及び中学校区の一括取り込みを可能としたい。

### ■ 学校選択制について

- 選択理由を管理可能としたい。
- 選択の取り下げを行った場合の管理を行いたい。
- 当落を管理可能とし、当落結果の通知書を出力可能としたい。
- 学校選択の案内について、外国籍保護者には外国語版の案内を同封する必要があるため、国籍ごと、または外国籍をまとめて出力可能としたい。

### ■ 帳票

- 様式・帳票全般について：保護者に交付する書類について、「保護者と児童生徒との関係」までを記載する必要はない。
- 新小1年就学予定者一覧名簿について：児童の住所が隣接選択校がある場合、選択校名の記載を行いたい。
- 異動通知書について：異動があった項目のみを出力するよう選択可能としたい。
- 転入学通知書について：児童生徒の国籍を記載したい、備考に、変更前の児童生徒の現住所を記載しないほうが良い。
- 入学通知について：圧着ハガキのみでなく、官製はがきサイズでの出力を可能としたい。
- 日本人・外国人出入国記録照会書について：日本国籍の場合、本籍地の記載を可能としたい。